

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

昨年10月以降、年金からの保険料のお支払いがなかった方は、今年度の保険料のお支払い方法が年度途中で変わります。

平成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月の年金からのお支払いをもって、年間保険料のお支払いが終わっていた方が、今年度の保険料を年金からのお支払いとされている場合は、9月までは納入通知書又は口座振替によるお支払いとなり、10月からは年金からのお支払いへと年度途中で変わりますのでご注意ください。（手続きにより口座振替に変更することができます。）

今年度の保険料のお支払い方法につきましては、すでにお送りしています平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書によりご確認ください。

例) 平成20年8月の年金からのお支払いで、平成20年度保険料のお支払いが終わっている方

■平成20年度

【平成20年度 当初 保険料納期別内訳】

(単位：円)

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割7割軽減	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	12,900

年金からのお支払い

7割軽減が
8.5割軽減へ

平成20年度の年度途中における保険料軽減措置の変更により、8月の年金からのお支払いで平成20年度保険料のお支払いが終わることとなりました。

【平成20年度 変更後 保険料納期別内訳】

(単位：円)

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割8.5割軽減	2,100	2,100	2,100	0	0	0	6,300

年金からのお支払い

軽減措置の変更により8月の年金でお支払いが終わりました。

平成20年度の途中で保険料額が12,900円から6,300円に変わりました。

■平成21年度

【平成21年度 当初 保険料納期別内訳】

(単位：円)

保険料軽減区分	8月	10月	12月	2月	21年度保険料
均等割8.5割軽減	3,300	1,000	1,000	1,000	6,300

8月分は、納入通知書又は口座振替によりお支払いください。

10月以降は、年金からのお支払いとなります。（口座振替に変更されている方は除きます。）

●保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、役場住民課保険医療係窓口へお申し出ください。

※ご注意くださいこと

- ①口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。
- ②既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。

●お申し出の際に必要なもの

1. 「本人の保険証」
2. 「口座振替の預金通帳とお届け印」

- ③国民健康保険料を口座振替によるお支払いをされていた方も長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが再度口座振替の手続きが必要となります。
- ④年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期は、お申し出の時期により異なります。
- ⑤保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。
- ⑥年金からのお支払いなどから口座振替への変更を希望されない方は、お手続きの必要はありません。

**保険料は、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）を支える大切な財源です。
納期限内のお支払いへのご協力をよろしくお願いします。**

●「医療費通知」について

北海道後期高齢者医療広域連合では、加入者（被保険者）の皆さまに健康や医療に対する理解を深めていただくとともに、制度の健全な運営を図るために医療費通知を行っています。

今年度につきましては、2回の発送を予定していますが、9月末に平成21年1月から6月診療分の医療費通知を北海道後期高齢者医療広域連合より送付します。

なお、医療費通知は、請求書ではなく医療機関等からの診療報酬明細書に基づき「医療費の総額」を記載しており、記載されている月に病院や薬局にかかられた一覧ですので、受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。また、本通知によりまして受診を制限するものではありません。

医療機関等の請求の遅れ等のため医療費通知に記載されないことがあります。ご不明な点がございましたら北海道後期高齢者医療広域連合または役場住民課保険医療係窓口へお問い合わせください。

○平成21年度の医療費通知の発送予定

診 療 月	平成21年 1月 ～ 平成21年 6月	平成21年 7月 ～ 平成21年12月
医療費通知を発送する時期	平成21年 9月末	平成22年 3月末

※医療費通知は領収書ではありませんので、確定申告時の医療費控除証明書としては使用できません。

お問い合わせ先	北海道後期高齢者医療広域連合	電話011-290-5601
	和寒町役場 住民課保険医療係	電話32-2422（内線112）

オストメイト対応トイレを設置しました



町民センターに設置した
オストメイト対応型トイレ

町ではオストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）の社会参加を促進するため、町民センター、公民館、図書館の1階の多機能トイレにオストメイト対応型トイレを設置しました。保健福祉センターを含め町内4か所の設置となり、外出時の排泄物の緊急処理とストーマ装具等の洗浄、交換が可能となりました。

なお、ストーマ装具等は病院の指定や造設者の装着形状に個人差があることから、装具は備え付けておりませんので、オストメイトの皆さまには各自ご用意頂きますようお願いいたします。

また、オストメイトが、多機能トイレへ入りやすくするために、トイレの入口にオストメイトマークも表示してあります。

